新型コロナウイルスの影響にかかる取扱Q&A

1. 貿易一般保険における取扱

<現在、保険期間中のご契約の場合>

Q 1. 新型コロナウイルスの蔓延によって、船積みができなくなりました。貿易一般保険のカバーの対象となりますか。

新型コロナウイルスの蔓延により、仕向地における輸入制限(約款第4条第2号・非常事由)や輸送の途絶(約款第4条第8号二・非常事由)といった事態が生じていればカバーの対象となります。

Q2-1. 新型コロナウイルスの蔓延によって、バイヤーからの支払が受けられなくなりました。貿易一般保険(非常危険及び信用危険カバーの場合)のカバーの対象となりますか。

3か月以上の支払遅延があればカバーの対象となります(約款第4条第14号・信用事由)。

Q2-2. バイヤーから支払を受けられなくなったのは新型コロナウイルスの蔓延が原因なので「自然現象による災害」(約款第4条第8号ロ・非常事由)にあたるのではないのですか。

バイヤーから支払を受けられなくなった直接の原因は新型コロナウイルスの蔓延の他にあることが一般的には想定されますが(信用事由)、例えば、新型コロナウイルスの蔓延がきっかけとなって金融決済システムの停止や外貨送金停止があれば、為替取引の制限(約款第4条第1号・非常事由)に該当するものとしてカバーされます。

<これから保険申込をご検討される場合>

Q3. これから貿易一般保険(非常危険及び信用危険カバーの場合)を申し込んでも、 新型コロナウイルスの蔓延による損害はカバーされますか。

カバーの対象はQ1、Q2と同じですが、保険契約の締結の日時点ですでに発生している事由の事故は免責となります。具体的には、金融決済システムの停止や外貨送金停止などがすでに発生している場合はそれを理由とする代金回収不能は免責となります。また、新型コロナウイルスの蔓延により仕向地においてすでに輸入の制限や輸送の途絶といった事態が生じていれば、それを理由とする船積不能は免責となります。

2. 海外投資保険における取扱

<現在、保険期間中のご契約の場合>

Q 1. 新型コロナウイルスの蔓延により、投資先国政府から企業活動の自粛要請が 発出されて、投資先の事業活動が全面的に停止しています。海外投資保険のカバー の対象になりますか。

海外投資保険では、新型コロナウイルスの蔓延により、投資先に事業不能等「(本ケースでは1か月以上の事業の休止)が生じたことによる損失は、カバーの対象となります(約款第2条第3号)。

お問い合わせのケースのように、新型コロナウイルスの蔓延を理由とする投資先国政府や公的機関(地方自治体含む)からの事業停止命令または自粛要請によって、1か月以上の事業の休止が生じたことにより発生した損失はカバーの対象となります。

(注1)

海外投資(株式等)保険約款における「事業不能等」とは次のイから二までのいずれかに該当 する事由が生じたことをいいます。

- イ 事業の継続の不能
- ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由
- ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由 (著しい債務超過となっている場合に限る。)
- ニ 1月以上の事業の休止

Q2. 新型コロナウイルスの蔓延により、仕入れ先の工場が操業停止となったことを受けて、投資先の事業が1か月以上停止しています。海外投資保険のカバーの対象となりますか。

投資先が新型コロナウイルスの蔓延の影響を直接受けていなくても、部品や資材の仕入れ先または販売先が、新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等の状況にあり、 その影響を受けて投資先が1か月以上の事業休止となった場合等、投資先のサプライチェーンの毀損に起因する損失もカバーの対象となります。

なお、いずれの場合も、1 か月以上の事業の休止が新型コロナウイルスの蔓延による ものかどうかという相当因果関係の確認が必要になります。

Q3. 新型コロナウイルスの蔓延により、投資先工場の操業が一部停止しています。現在もその他の部分は事業を継続しているものの、投資先の事業全体としては業務遂行が困難な状況にあります。このように投資先の事業の一部が休止した場合にも「事業の休止」にあたりますか。

お問い合わせのケースは「事業の休止」にはあたりません。投資先での事業全体が停止していることが「事業の休止」の条件となります。一部事業の休止や工場稼働率の低下等に起因する損失はカバーの対象とならないためご注意ください。

なお、「事業全体が停止している」という状況については、投資先の事業内容により判断が異なりますので個別にご相談下さい。

Q4. 新型コロナウイルスの蔓延により事業の休止状態であったところに、さらに地震が発生して事業の休止状態が継続されることとなりました。この場合の海外投資保険のカバーはどうなりますか。

海外投資保険約款に定めるリスクの発生により、1 か月以上の事業の休止が生じた場合の損失は、カバーの対象となります。

お問い合わせの新型コロナウイルスの蔓延と地震については、いずれも海外投資保険が不可抗力として定めるリスクに含まれますので、その結果として継続して1か月の事業休止が生じていればカバーの対象となります。新型コロナウイルスと地震のいずれか単独のリスクの発生により1か月以上の事業休止が生じている必要はありません。

<これから保険申込をご検討される場合>

Q 5. 新型コロナウイルスの影響により、現時点で投資先の工場の一部が操業停止の 状態です。これから新たに海外投資保険を申し込めば、今後新型コロナウイルスの蔓 延により事業休止となった場合に発生する損失はカバーされますか。

保険申込以降、案件引受審査を経て NEXI が引受の承認をするまでの間に、投資先が事業を休止しているなどの状態になっていなければ、これから契約する海外投資保険で、新型コロナウイルスの蔓延による事業不能等が生じたことによる損失のカバーは可能です。

保険申込みの時点で既に投資先が事業を休止(事業の一部の休止を含みません)している場合、そのまま継続して1か月以上の事業の休止となっても保険金のお支払いができませんが、保険申込み以降に事業を再開し、その後新たに1か月以上の事業の休止が生じたことにより発生した損失はカバーの対象となります。

なお、お申込みに際しては、投資先の状態及び投資先の事業休止につながりうる重要な 仕入れ先または販売先の状態については、告知²をしていただくことが必要です。申込 み前に弊社の担当者とよくご相談下さい。

(注2)

告知義務に違反した(損失を受けるおそれにある重要な事実を告げない)場合、弊社は保険契約

を解除することがある他、告知義務違反のあった重要な事実に基づいて発生した損失について は保険金支払いの対象とはなりません。

その他の保険種を含む個別具体的なご相談につきましては、各営業担当窓口にお問合せください。